



## 四季通りまちづくり協定



四季を感じる通り  
お洒落な雰囲気  
の通り  
安心して歩ける通り



## 協定書の目的

四季通りまちづくり協定（以下「本協定」という。）は、四季通りにおける魅力あるまちづくりの指針として、通りのまちづくりに対する意志の統一を図り、四季通りの永続的発展と調和の取れた魅力と活力のあるまちづくりを積極的に進めることを目的とします。

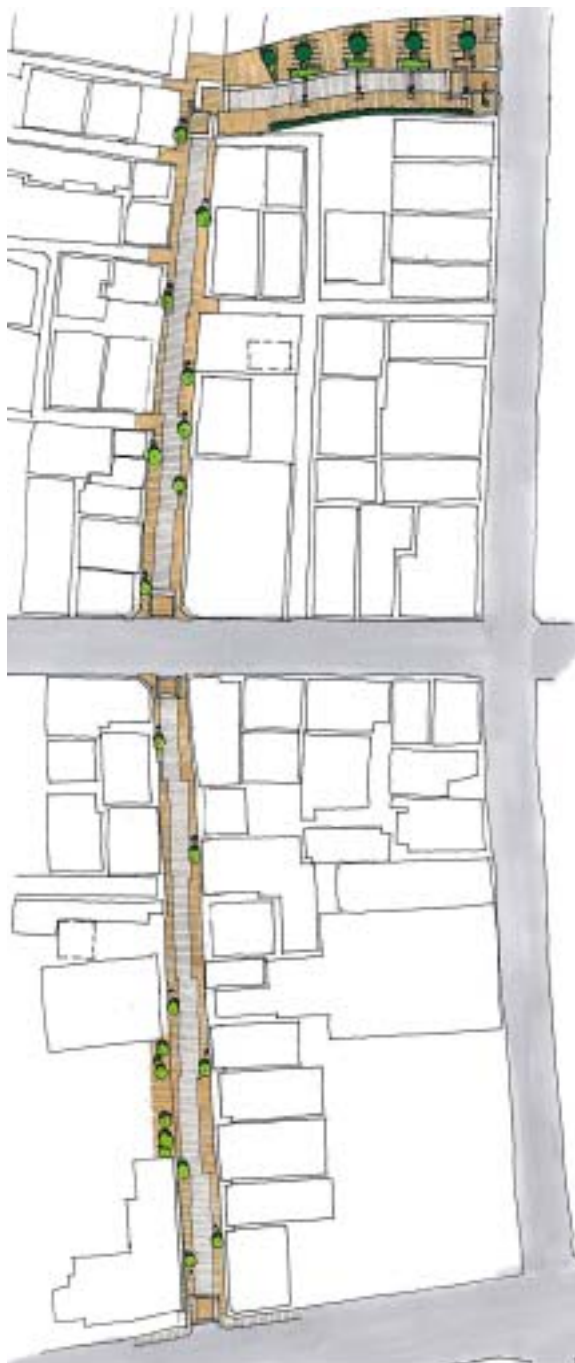
## まちづくりの基本方針

魅力あるまちづくりを実現するため、関係者の理解と協力のもとに、以下の基本方針に基づき、まちづくりを積極的に推進します。

四季折々の花と緑にあふれ季節を感じる通り

個性的な店舗が集まり、歴史と新しい文化が共存するお洒落な雰囲気を感じる通り

誰もが安心してゆっくり歩ける通り

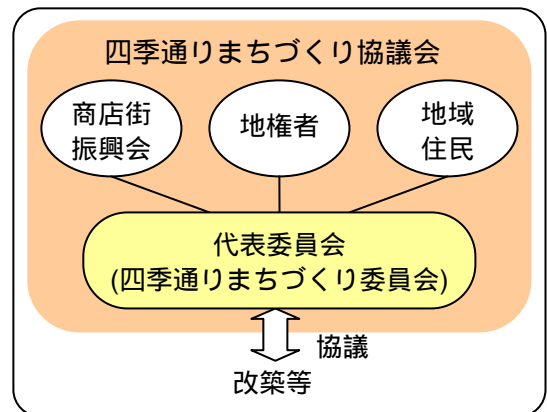


## 適用対象区域

本協定の対象となる区域（以下「適用区域」という。）は、別添の区域図のうち、四季通りに直接面した沿道敷地とする。

## まちづくりの推進組織

- 1) 本協定を管轄する「四季通りまちづくり協議会」は、本協定の主旨を生かし、本協定を適正に運用するため「四季通りまちづくり委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、円滑な運営と周知徹底を図るとともに、多方面の人々の意見や商店街の声が反映できるよう柔軟な対応を心がける。
- 2) 委員会の構成は、四季通り商店街振興会の会員、適用区域の地域住民及び地権者の代表者で構成する。
- 3) 委員会は、次に上げる事項について関係者の意見を集約し、決定、実行するとともに、必要に応じて公共団体等関係団体・機関と連絡調整を行う。  
本協定の内容及び適用区域に関すること。  
建築物の新築・増改築及び改修・改装に伴う事前協議に関すること。  
道路等についての改修等の整備、維持管理に関すること。  
その他本協定及び適用区域内のまちづくりに関し、必要と認める事項に関すること。
- 4) 本協定の改定は、委員会で改定案をまとめ、四季通りまちづくり協議会の総会で決議することとする。
- 5) 委員会は、必要に応じて地区内関係者、公共団体・機関及び学識経験者など専門家等の出席を要請し、その意見を聞くことができる。



## 事前協議

本協定の適用区域内において、事業者等が建築物の新築・増改築、改修、改装等を行う場合は委員会に事前協議等を行うものとする。手続きの詳細については別途定める。

## まちづくりのガイドライン

まちづくりの基本方針の実現のために、建築物等の新築・増改築や美しい通りの管理・運営等の基本的なルールを以下に定める。

ただし、個別に協議が必要な場合で、委員会が認めた場合はこの限りではない。また、四季通りを取り巻く社会状況の変化に対応してガイドラインを適宜見直す。

### 1. 建築物等の新築・増改築

#### 【建築物の用途】

- ・通りの雰囲気を損なわないよう、物販、サービス、飲食の用途を主とし、遊戯施設・風俗施設は避ける。
- ・業務型店舗（銀行、証券、保険会社等）は、通りの雰囲気に適する形態とするように協力を求める。

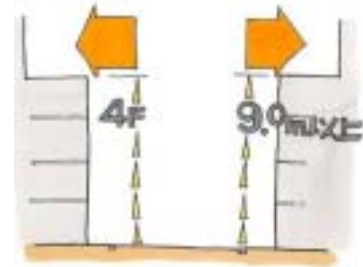


## 【建築物の形態】

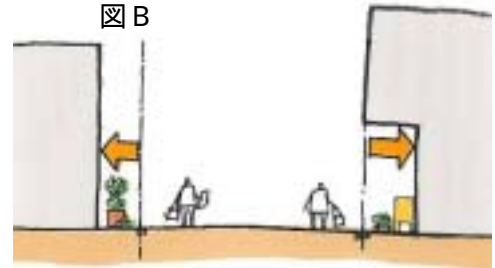
### 壁面の後退

- ・ 建築物の4階以上若しくは9m以上の壁面は、スカイラインが揃うよう、通りとの敷地境界線からできる限り後退する（図A）。
- ・ 建築物の壁面は、通りとの敷地境界線からできる限り後退させ、ゆとりある空間の形成に努める（図B）。

図A



図B



### 外壁のデザイン

- ・ まちづくりの基本方針に照らし、各店舗の個性を生かし、通り全体との調和に配慮する。特に通りの落ち着いた雰囲気とそぐわない派手なものは避ける。

### 外壁の色彩

- ・ 建築物の外観の基調色（屋根や壁面などで主に用いられる色彩）は、次のとおりとする（ただし素材色はこの限りではない）。

色相	R（赤） Y（黄） Y R（黄赤）	その他の色相
基準値	彩度6以下	彩度5以下

表中の色相及び彩度については、日本工業規格 Z 8 7 2 1（マンセル表色系）に基づくものとする。宮崎市の色彩基準に沿っている。

- ・ 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。



### 1階部の開口部

- ・ ショーアップウィンドウ（シャッター無しの構造）あるいはシースルーシャッター等、ウィンドウショッピングが楽しめる構造とする。
- ・ 夜間のウィンドウ照明に配慮する。



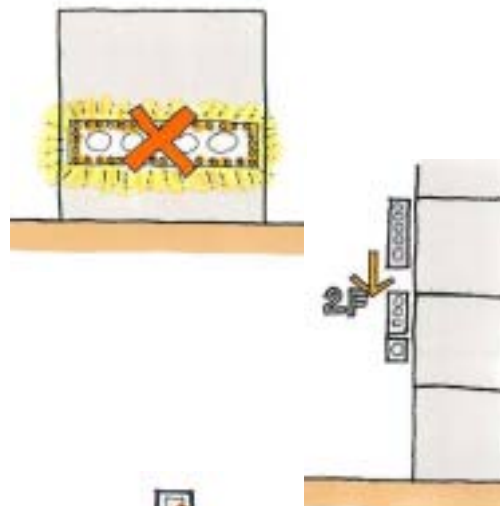
### 日除けテント

- ・ 日除けテントは、建築物自体を覆わないよう必要最小限とする。設置する場合には、通りや建築物との調和に配慮する。



## 【広告物】

- ・ 広告物は、原則として自家用のものに限る。
- ・ 広告物は、各店舗の個性を生かしつつ、お洒落な生活文化をリードする通りにふさわしい雰囲気と調和したデザインとする。
- ・ 点滅する広告物（LED を含む）は、設置してはならない。
- ・ 3 階以上の建築物に広告物を設置する場合は、可能な限り 2 階以下の低層部に集約して設置する。

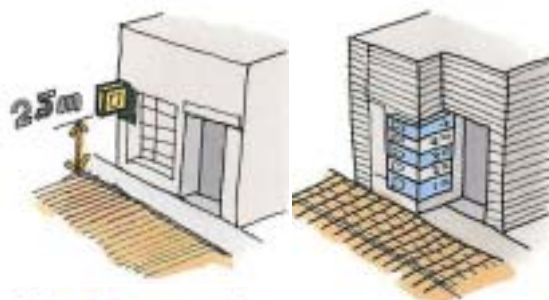


- ・ 広告物の種類別の基準は、以下のとおりとする。  
屋上広告：原則として設置してはならない。



野立広告：原則として設置してはならない。

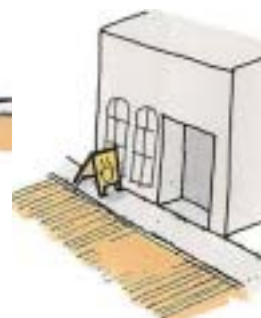
- ・ 突出広告：2 階以下の低層に設置する。1 建築物に 1 個までとするが、1 建築物に複数の店舗がある場合はデザインに配慮する。



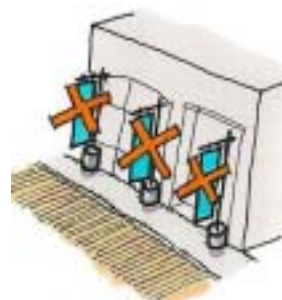
壁面広告：壁面の 1 / 5 以内の面積とする。



置き看板：敷地内に置くものとする。



のぼり旗：原則として設置は禁止する。



窓面広告：窓面を覆う広告は禁止する。



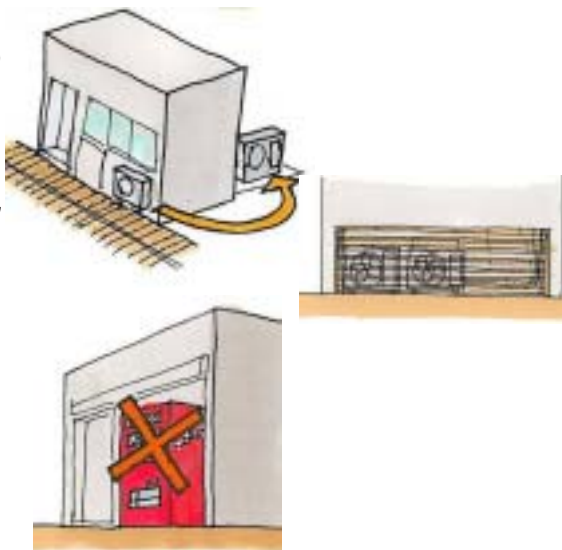
### 【緑化】

- ・通りに面する建築物や敷地に、プランターや鉢植え等による植栽を配し、四季を感じる通りとする。



### 【付帯設備】

- ・建築物に付帯する室外機等の設備類は、通りの雰囲気や景観を損なわないよう、原則として通りから見にくい場所に設置する。やむを得ず設置する場合は、目隠し等を行い、通りとの調和に配慮する。
- ・自動販売機は、通りに面して設置しない。



## 2. 建築物や道路の改修・改装

### 【建築物の改修・改装】

- ・建築物の外観に関わる改修・改装は、新築・増改築の場合と同様の基準に準じ、事前調整、協議を行う。ただし、業種・業態の変更を伴わない店舗の内装変更はこの限りではない。

### 【私道の改修】

- ・私道部分に何らかの変化を及ぼす工事を施工する場合は、事前に委員会と工事計画について協議を行う。
- ・上記の施工者は、自己の負担での現状復旧を行う。

### 【公共施設の改修・補修】

- ・公共団体等が、道路部分や施設に何らかの変化を及ぼす工事を施工する場合は、事前に委員会と工事計画について協議を行う。
- ・道路の補修にあたっては、既存の舗装材を保存する等、できる限り工事前の状態に復元することとする。

### 3. 通りの管理・運営

各店舗の店先は、各自が責任を持って清潔に保ち、他の店舗や来街者に不快感を与えないようにする。

#### 【植栽の手入れ、清掃】

- ・各店舗の店先は、各自が植栽の手入れ、清掃を責任を持って行う。

#### 【車両通行】

- ・安心して歩ける通りとするため、各店舗はできる限り車両の通行を控える。

#### 【駐車場・駐輪】

- ・通りの雰囲気連続性を確保するため、通りに面して駐車場をできる限り設置しない。
- ・各店舗の関係者の駐輪は、できる限り通りに面して行わない。

#### 【荷捌き】

- ・通りでの荷捌きは、来街者の多い時間帯を避け、午前中もしくは午後 6 時以降の時間帯に行う。

#### 【商品陳列等】

- ・歩道上でのワゴンセールや商品の陳列、道路上でのキャッチセールス等を行わない。ただし、商店街の活性化の催し等で、行政機関及び委員会が認めた場合は、この限りではない。

#### 【営業時間】

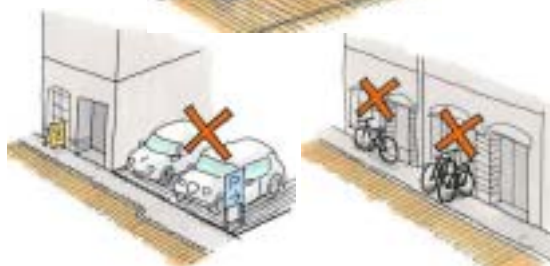
- ・営業時間は、各店舗の業種形態によりさまざまであるが、通りのにぎわいを演出するために、できる限り午前 11 時までには営業を開始するように努める。

#### 【放送等】

- ・通りの放送は、特定の店舗の放送は行わないものとし、また店舗からの音楽も通りへ漏れないようにする。ただし、商店街が行う放送についてはこの限りではない。

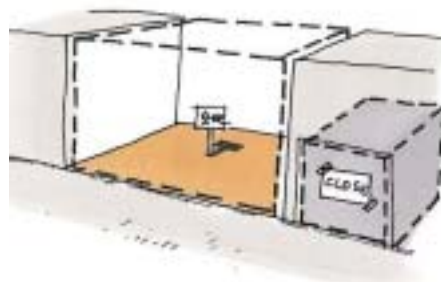
#### 【ごみ処理】

- ・ごみは、指定のごみ袋に入れ、指定された収集日当日に決められた場所に出すこととし、前日からのごみ出しは行わない。
- ・各店舗が責任を持ってごみ収集後の清掃を行う。



### 【空地、空き店舗】

- ・ 空き店舗や空地になった場合は、速やかに委員会に報告し、周辺へ迷惑がかからないような維持管理を行う。



### 【防犯】

- ・ 防犯のため軒下等に照明灯を設置し、夜間の点灯による防犯対策を行う。



### 【誘導】

- ・ 高齢者、障害者等誰もが、安心して、安全かつ円滑に四季通りを通行できるように、各店舗は積極的に手助けを行う。

### 【マナー・モラル】

- ・ マナー、モラルを厳守し、来街者に親しまれる通りとする。

### 【占用物件等】

- ・ 道路法第 32 条第 1 項に規定する道路占用物件を設けようとする場合は、行政機関の所定の許可申請の前に委員会と協議を行わなければならない。

### 【電線類】

- ・ 新たに電線類を架ける際は、通りの景観に配慮し、雑然としないようにする。

### 【その他の行政機関の指示事項】

- ・ 上記以外に行政機関等から指示事項がある場合には、委員会で協議する。

### 附則

本協定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。



区域図

